

大宮区区民会議委員委嘱式
並びに第1回大宮区区民会議次第

平成23年5月10日(火) 午後1時30分～
大宮区役所 本館6階 大会議室

- 1 区民会議委員委嘱式
委嘱状交付

- 2 区民会議
 - (1) 開会

 - (2) 区長あいさつ

 - (3) 委員自己紹介

 - (4) 事務局紹介

 - (5) 区民会議の概要について

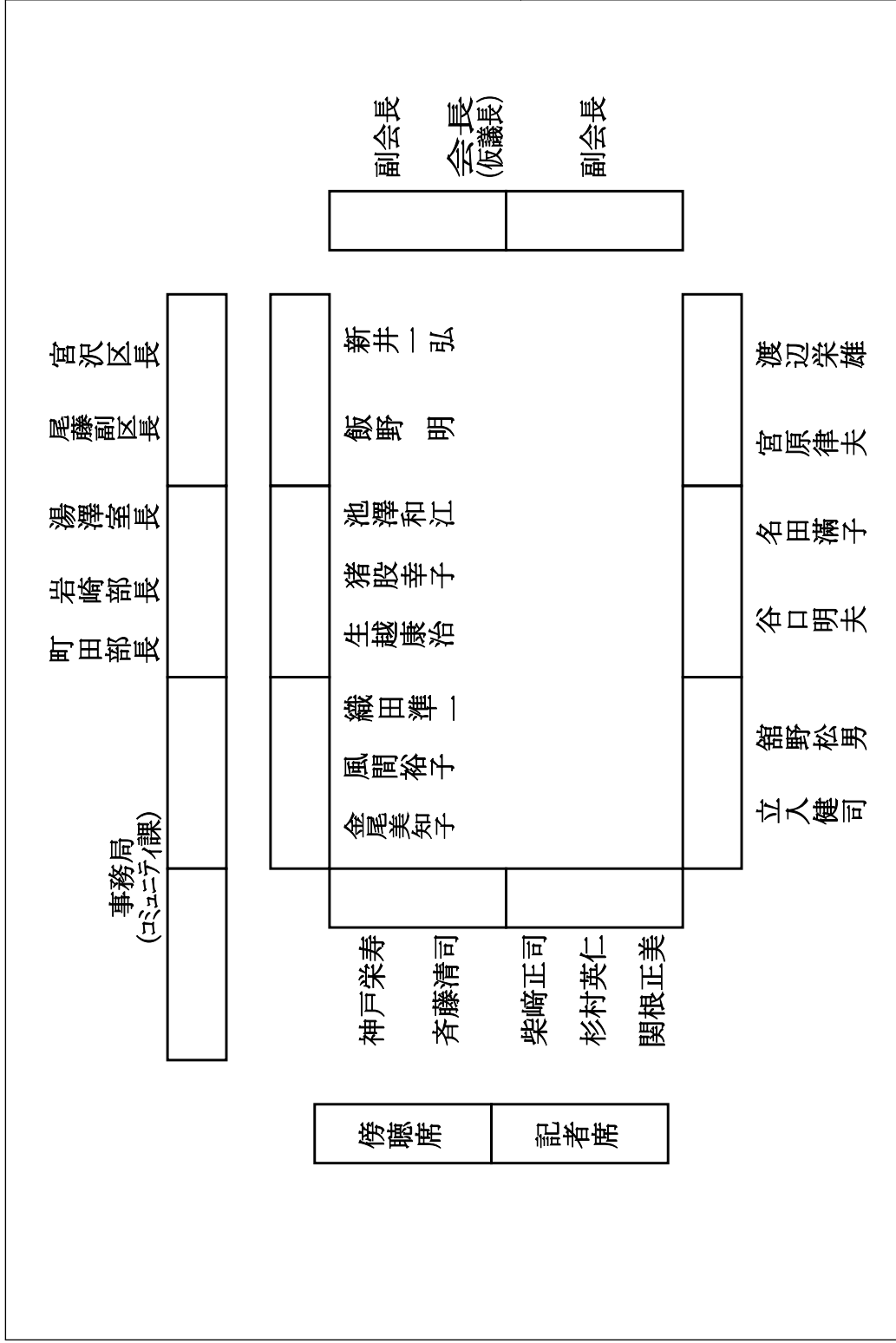
 - (6) 議 事
会長・副会長の選出
会議の開催日程について

 - (7) 事務連絡

 - (8) 閉 会

平成23年 5月10日(火)
13:30~15:30
大宮区役所 本館6階 大会議室

第1回大宮区区民会議 席次表



敬称略

入口

受付

第5期大宮区区民会議委員 名簿

H23.5.10現在

	委員名	ふりがな	区分
1	新井 一弘	あらい かずひろ	埼玉中央青年会議所
2	飯野 明	いいの あきら	大宮商店街連合会
3	池澤 和江	いけざわ かずえ	大宮区明るい選挙推進協議会
4	猪股 幸子	いのまた さちこ	大宮南地区社会福祉協議会
5	生越 康治	おごせ こうじ	区長推薦
6	織田 準一	おりた じゅんいち	せせらぎコンサート市民企画委員会
7	風間 裕子	かざま ゆうこ	さいたま市PTA協議会大宮区連合会
8	金尾 美知子	かなお みちこ	公募
9	神戸 栄寿	かんべ えいじゅ	大宮歯科医師会
10	斉藤 清司	さいとう せいじ	公募
11	柴崎 正司	しばさき しょうじ	大宮区スポーツ振興会
12	杉村 英仁	すぎむら ひでひと	公募
13	関根 正美	せきね まさみ	大宮区自治会連合会
14	立入 健司	たちいり けんじ	青少年育成さいたま市民会議大宮区連絡会
15	舘野 松男	たての まつお	公募
16	谷口 明夫	たにぐち あきお	区長推薦
17	名田 満子	なだ みつこ	大宮区民生委員児童委員協議会
18	宮原 律夫	みやはら りつお	大宮学事始
19	渡辺 栄雄	わたなべ さくお	公募

大宮区職員名簿

平成23年4月

大宮区長		宮沢 新樹
副区長		尾藤 久
くらし応援室長		湯澤 進一
区民生活部長		岩崎 亮三
健康福祉部長		町田 忠夫
<事務局> 区民生活部 コミュニティ課	課長	細田 達夫
	参与	長島 光正
	課長補佐兼地域活動係長	岡村 彰
	企画係長	寺村 泰昭
	企画係 主査	浅見 昌幸

事務局の連絡先

電話 048 - 646 - 3020

FAX 048 - 646 - 3161

Email omiyaku-community@city.saitama.lg.jp

区民会議の概要について

平成23年5月10日

大宮区区民会議資料

区民会議及び市民活動ネットワークに関わる基本方針

この基本方針は、参加と協働による区政運営の実現を図るため、各区が主体性・独自性を発揮し、区の特徴・特性を生かした魅力あるまちづくりを進めることを目的に設置する区民会議と市民活動ネットワークについて、基本的な考え方と区役所等の役割を定めるものである。

1 区民会議

(1) 設置目的

区民会議は、区民が主体となって、区内のさまざまな課題等を協議し、区長に提言する協議会として各区に設置するもので、多様化する区民ニーズに対応するため、区民と行政をつなぎ、区民の意見を吸い上げるためのパイプ役として位置づける。

(2) 協議内容

協議内容は、区が主体的に取り組むべき地域課題等を基本とし、テーマ設定の範囲は概ね次のとおりとする。

区長から提示したもの
委員の発意によるもの

(3) 協議内容の透明性の向上

区役所は、区民会議における協議内容について、速やかに情報を発信するとともに、その実現方法や区政への反映状況などを、市報やホームページなど様々なツールを活用して広く公表する。

(4) 区民の意見を吸い上げるために

区役所は、協議過程において区民の意見を聴くため、区民を対象にした「区民会議報告会」や「アンケート調査」などを実施し、区民の意見が反映された提言になるように努める。

(5) 委員構成

区役所は、居住地域や男女のバランスに配慮するとともに、各種団体、企業、学識経験者、外国人、公募など、区の特徴・特性を生かした幅広い人材の選出に努める。委員は区長が委嘱する。

(6) 委員数

委員数は、原則20人以内とする。ただし、区長の裁量により増員することができる。

(7) 任期と再任

任期は2年とする。再任は原則1回までとする。

委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(8) 委員報酬

無報酬とする。

ただし、予算の範囲内で、会議への出席に対し、交通費程度を支給することができるものとする。

(9) 区役所職員の参加

行政の立場で助言し、区民会議と区役所が一体となって諸課題の解決を図るため、区長は区役所職員を区民会議に参加させるものとする。

(10) 事務局と専門的な助言者

事務局は、区役所が行う。

区役所は、協議過程において、専門的な助言者等が必要と判断した場合は、事務局との役割分担を明確にした上で、参加させることができる。

(11) 設置要綱等の設置

区民会議の設置や運営に関する具体的な事項は、各区役所で定める。

2 市民活動ネットワーク

(1) 設置目的

各区に市民活動団体の登録制度「市民活動ネットワーク」を設置する。

区役所は、登録団体への支援を行うほか、団体間のゆるやかなネットワーク(つながり)を図り、市民活動及び協働を推進する。

(2) 団体登録と登録基準

登録事務は、区役所が行う。登録基準は、区役所が別に定める。

(3) 登録団体への支援

区役所は、登録団体に対し、区役所多目的室の貸し出し、団体のPR、市民活動に関する情報の提供、団体運営の相談、団体間の連絡調整などの支援を行う他、登録団体が単独又は複数で区のまちづくり等に寄与する事業を行う場合、予算の範囲内で財政的支援を行う。

なお、財政的支援の詳細事項については、区役所が別に定める。

(4) 交流会等の実施

区役所は、登録団体に対し、団体の自主性・自律性を妨げない範囲で、意見交換会や研修会など団体交流の機会を提供することにより、団体間のゆるやかなネットワーク(つながり)を図るものとする。

(5) 新たなまちづくりの仕組みと人材育成

区役所は、登録団体が連携して共通の課題に取り組み、団体相互の活性化など相乗効果をあげながら、新たなまちづくりの仕組みや事業を創り出すことにより、人と人とが交流する機会や活動の担い手となる人材の育成を図るための支援を行うものとする。

3 区民会議と市民活動ネットワークの連携

(1) 市民活動ネットワークから区民会議委員を選出

区役所は、市民活動ネットワーク登録団体から区民会議の委員を選出することにより、市民活動団体の意見が区民会議に反映されるように努めるものとする。

(2) 情報の共有化と連携した取組み

区民会議と市民活動ネットワークが相互に効果をあげるため、区役所は、市民活動ネットワーク登録団体の情報を区民会議に提供し、また、区民会議の協議内容等を登録団体に提供するなど情報の共有化を図るとともに、必要に応じて、交流会や連携した取組みなどを行うものとする。

4 市と区の連携による交流会等

10区及び複数区との交流会等は、区民会議委員や市民活動ネットワーク登録団体のネットワーク化が図られるだけでなく、互いの情報を交換することで、協議や活動が活性化されることが期待できることから、市と区が連携して実施するものとする。

5 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この基本方針は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この基本方針は、平成16年10月4日から施行する。

附則

この基本方針は、平成23年4月1日から施行する。

大宮区区民会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 区民の区政への参加と協働による地域特性を生かした魅力あるまちづくりを推進するため、区の諸課題について協議し、区長に対し提案及び提言をする協議会として、大宮区区民会議（以下「区民会議」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 区民会議は次に掲げる事項について協議をする。

- (1) 区長が提案した諸課題
- (2) 区民会議が自ら提案した諸課題
- (3) その他、区が主体的に取り組むべき事業や地域課題

(組織等)

第3条 区民会議は、各種団体又は市民活動団体から推薦を受けた者、公募によって選ばれた者、及び区長が必要と認めた者による委員20名程度をもって組織する。

2 区長は、区役所職員を区民会議に参加させ、区役所職員は行政の立場で意見を述べることができる。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、1回まで再任することができる。

(役員)

第4条 区民会議に会長1名、副会長2名を置く。

2 会長、副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 区民会議は、定例会及び臨時会（以下、「定例会等」という）を開催する。

2 会長は、定例会等を招集し、その議長となる。

3 区民会議は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

4 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(報酬)

第6条 区民会議の委員に報酬は支給しない。ただし、第5条で定める会議及び専門

部会に出席したときは、予算の範囲内で交通費程度を支給する。

(会議の公開)

第7条 定例会等は、原則としてこれを公開する。

(事務局)

第8条 区民会議の事務局は、大宮区役所コミュニティ課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の運営に関し必要な事項は区民会議が協議し定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。